

令和4年度保険者努力支援制度(都道府県分)に係るQ&A

【指標③ 都道府県の実施状況の評価について】

問1 「重症化予防の取組」の評価指標④について、「都道府県循環器病対策推進協議会等と連携」について、既存の会議体を利用して循環器病に関する取り組みを進めている場合に評価対象となるか。

(答)

お見込みのとおり。

問2 「重複・多剤投与者に対する取組の推進」の評価指標について、「KDB システム等を活用し、管内市町村における重複処方の状況を把握」と「市町村が取組を実施できるように、普及啓発」及び「関係団体への働きかけや調整」の全てを行う必要があるか。

(答)

お見込みのとおり。全てを実施している場合に評価対象となります。

問3 「都道府県による KDB 等を活用した医療費分析等」の評価指標①について、KDB システムから出力される帳票等のデータではなく、国保連合会から提供を受けたデータに基づき、都道府県が医療費等の分析を行っている場合も評価対象となるか。

(答)

国保連合会がデータの提供だけにとどまらず、都道府県と協働・連携してデータ分析を行っていれば、評価対象となります。

国保連合会から提供を受けたデータを基に、医療費等の分析を都道府県だけで行っている場合は、評価対象とはなりません。

問4 「都道府県による KDB 等を活用した医療費分析等」の評価指標①について、都道府県が医療費等の分析を国保連合会に委託している場合も評価対象となるか。

(答)

医療費等の分析を国保連合会に委託しているだけでは評価対象とはなりません。医療費等の分析を都道府県と国保連合会が協働・連携して行っている場合に評価対象となります。

問5 「都道府県による KDB 等を活用した医療費分析等」の評価指標①について、「国保連合会との協働・連携の内容」、「医療費等の分析結果と分析結果から見える課題等」について具体的に入力することが求められているが、今後実施する場合、想定される内容をそれぞれ入力すればよいのか。

(答)

お見込みのとおり。ただし、令和3年度中に分析から助言までを行う必要があります。

問6 「都道府県による KDB 等を活用した医療費分析等」の評価指標①について、都道府県内の全ての市町村を対象として分析・助言を行う必要があるか。

(答)

都道府県内の全ての市町村を対象として、市町村ごとに分析から助言までを行っている場合に評価対象となります。

問7 「都道府県による KDB 等を活用した医療費分析等」の評価指標①について、「助言」には、国保連合会の支援・評価委員会の委員として都道府県職員が入っており、支援・評価委員会の委員として助言を行っている場合も含まれるか。

(答)

支援・評価委員会の委員としての助言は含まれません。

問8 「都道府県による KDB 等を活用した医療費分析等」の評価指標②において、「医療費適正化の観点から健診データやレセプトデータ等进行分析し」とあるが、効率的・効果的な保健事業を PDCA サイクルで実施するための分析も含まれるという理解でよいのか。

(答)

お見込みのとおり。

問9 「都道府県による KDB 等を活用した医療費分析等」の評価指標②について、データ分析を市町村と協働・連携して行っていない場合、または国保連合会と協働・連携して行っていない場合、評価対象とならないのか。

(答)

お見込みのとおり。市町村及び国保連合会と協働・連携してデータ分析を行っている必要があります。

問 10 「都道府県による KDB 等を活用した医療費分析等」の評価指標②について、「市町村及び国保連合会との協働・連携の内容」、「実施した事業の企画立案及び事業評価の支援の内容」について具体的に入力することが求められて

いるが、今後実施する場合、想定される内容をそれぞれ入力すればよいか。

(答)

お見込みのとおり。ただし、令和3年度中に分析から支援までを行う必要があります。

この場合の支援としては、令和4年度事業計画案の作成と令和2年度事業の評価について支援するといったことが想定されます。

問 11 「都道府県による KDB 等を活用した医療費分析等」の評価指標②について、都道府県内の全ての市町村を対象として支援を行う必要があるか。

(答)

都道府県の役割として全ての市町村に対して必要な支援を行うことが求められますが、事業の企画立案や事業評価の実施主体はあくまで市町村ですので、全ての市町村に対して支援を行っていない場合であっても評価対象となります。

問 12 「都道府県による KDB 等を活用した医療費分析等」の評価指標②において、「課題に応じた事業の企画立案及び事業評価の支援を行っている場合」とあるが、市町村ごとに、課題に応じた事業の企画立案と事業評価の両方を支援している場合に該当するのか。

(答)

お見込みのとおり。

問 13 「都道府県による KDB 等を活用した医療費分析等」の評価指標②において、「課題に応じた事業の企画立案」の支援とあるが、どのような支援を想定しているか。

(答)

例えば、市町村の被保険者ごとの健診データやレセプトデータ等を活用した健康課題の整理・分析を行い、市町村が作成する事業計画が課題に応じたものとなるよう支援することなどを想定しています。

問 14 「都道府県による KDB 等を活用した医療費分析等」の評価指標②において、「事業評価」の支援とあるが、どのような支援を想定しているか。

(答)

例えば、実施された事業の結果等が都道府県内の他市町村の結果と比較して妥当であるか等、都道府県の立場から市町村が実施する事業評価を支援することなどを想定しています。

問 15 「都道府県による KDB 等を活用した医療費分析等」の評価指標②について、「支援」には、国保連合会の支援・評価委員会の委員として都道府県職員が入っており、支援・評価委員会の委員として助言等を行っている場合も含まれるか。

(答)

支援・評価委員会の委員としての助言等は含まれません。

問 16 都道府県指標③「保険料水準の統一に向けた取組状況」の評価指標について、取組内容とその取組時期を具体的に記載したロードマップや工程表には保険料水準の統一の目標年度やその定義の記載も必要か。

(答)

必ずしも記載されている必要はありません。保険料水準の統一に向けた現状の分析・課題や課題ごとの取組内容・期間、課題の解決時期等が記載されているものを想定しています。

また、これから作成される場合は、市町村とロードマップ等の作成の合意をしていることだけでなく、保険料水準の統一に向けた現状の分析・課題や課題ごとの取組内容・期間、課題の解決時期など合意を得ている記載内容の詳細や今後のスケジュールについて入力をお願いします。

問 17 都道府県指標③「保険料水準の統一に向けた取組状況」の評価指標について、令和3年度の実施状況进行评估するものとあるが、年度内に実施していれば該当するか。

(答)

令和3年度中の実施予定であれば、評価の対象となります。ただし、令和4年度実施予定の実績調査において、実施予定と報告した取組について、令和3年度中に実施しなかった場合、報告されていた実施状況に誤りが判明した場合には令和5年度保険者努力支援制度の交付見込額の算定基礎となる評価において、減点を行うことを予定しています。

問 18 都道府県指標③「保険料水準の統一に向けた取組状況」の評価指標について、標準保険料率及び実際の保険料率は、両者を比較できる表形式として公表する必要があるのか。

(答)

公表する形式を指定してはならず、令和3年度の市町村標準保険料率と実際の保険料率を都道府県ホームページにそれぞれ公表されている場合、評価の対象とします。

問 19 都道府県指標③「保険料水準の統一に向けた取組状況」の評価指標について、「保険料算定方式の統一に向けた取組」及び「標準保険料率と実際の保険料率の見える化」について、ともに実施している場合に評価の対象となるか。

(答)

お見込みのとおり。

問 20 都道府県指標③「保険料水準の統一に向けた取組状況」の評価指標に「連携会議等において保険料水準の統一の定義、前提条件等の具体的な議論を実施」とあるが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の配慮から、議論について、実施の中止を検討しているが、その場合評価の対象とはならないのか。

(答)

新型コロナウイルス感染症の影響により、会議等を中止した場合は、基本的に評価の対象となりません。実施可能な代替案を含めて、対応方法についてご検討ください(対面での会議等を中止し、代替案としてWEB 会議を実施する等)。